「特別区の他地域への適用について」関係

- 極めて財政的に豊かで、全国的にも特別な地域である東京23区の制度を他地域に適用することが、大都市の抱える様々な問題の解決につながると言えるのか。
- 特別区の他地域への適用を議論する際に、仮に東京都に適用されている制度と異なる制度を導入する場合には、その論拠は地域の特性やその地域の政治的な意思決定によることとなるのではないか。
- 大阪に特別区を設置する場合、区を内部団体と位置づけるような発想は、東京都の特別区の経緯 を踏まえると適当でないのではないか。
- 大都市制度の問題は、昼間人口と夜間人口が大きく乖離し、行政需要と負担の不一致が起こっていることが一つのきっかけになっている。これを踏まえると、特別区の人口規模についても夜間人口のみを基に議論をすべきではないのではないか。
- 大阪に特別区制度が適用されるとしても、実態は東京と同じものにはならないのではないか。民間会社に例えると、赤字子会社が多くでき、コミュニケーションコストが増大し、現場で解決できない新たな問題が数多く出てくる懸念があるのではないか。このような事態を避けるために、事務配分などについて汎用性のある仕組みを地方制度調査会としてもきちんと考えておく必要があるのではないか。

- 大阪府と大阪市の二重行政の合理化や行政の効率化により、大阪の再生、成長を望む市民の期待に応える制度となっているかどうかという視点で大阪における制度設計について指摘することが求められるのではないか。
- 特別区を中核市並みにすると言われているが、それとは別に現実的に動く制度としては、今の大阪府、大阪市、行政区で処理している事務の配分をどこまで変えれば、特別区の制度を適用したと言えるのかを検討すべきではないか。
- 個別の権限配分や議員定数については、地域の意向を基に制度設計せざるを得ないが、特別区の 設置に伴い国全体の財政負担が増えるといったことがないよう制度設計をすることが当然期待され ているのではないか。
- 国の財政負担が増えないことは言うまでもなく、本来、他の市町村へ配分されるべき財源が大阪 に配分されるような財政調整制度は問題と言えるのではないか。
- 昔の特別区のように内部団体なのであれば、財政調整も都と区で実態に合うようにやればよいが、 現在の特別区は基礎的な地方公共団体であり、しっかりと財源保障するよう制度設計しないといけ ないのではないか。
- 一つの市を特別区に分割する場合、理論的には基準財政需要額は増加するため、仮に地方交付税の所要額を変えないように帳尻を合わせるには、特別区の基準財政需要額の水準を切り下げることが必要となる。地方交付税の交付団体である大阪において、基礎的な地方公共団体として特別区を設置する際には、このようなことが許容されるのかが問題となるのではないか。
- 議員定数については、議会の自立性を高める方向性がある中で、新たに特別区が適用される地域 の住民や議会が決定すべき性質のものではないか。